資料３

奨励品種制度の概要について

農林水産部

１　奨励品種・優良品種等について

本県において普及・拡大を推進する品種は、次の３つの区分に分類し、以下のように位置付けしている。

①奨励品種　主力品種として生産及び流通を普及奨励する品種
②優良品種　特定地域を対象とする品種、又は奨励品種を補完する品種
　　→ 山形県農林水産技術会議の答申を得て決定

③認定品種、有望品種又は特定・試作品種

２　品種開発から奨励品種決定までの手順

研究機関における品種開発
・交配、特性調査、有望系統の選抜

↓

新系統（有望系統の選定）
系統番号（山形○○号等）を付与し、奨励品種決定調査を実施

↓

奨励品種決定調査
・新系統の栽培特性調査、地域適応性試験の実施
・３年間程度の調査結果により奨励品種としての有望度を判定

県育成以外の品種（国、他都道府県、民間等）
・試験研究機関等における調査、導入状況等

↓

山形県主要農作物奨励品種改廃協議会　（水稲、麦、大豆等）
山形県園芸作物品種協議会　（果樹、野菜、花き）
山形県飼料作物有望品種等協議会　（飼料作物）
①奨励品種及び優良品種候補の検討
②認定品種（有望品種、特定・試作品種）の決定

↓

山形県農林水産技術会議（諮問及び答申）
奨励品種及び優良品種の認定

↓

奨励品種に編入もしくは除外
奨励品種・優良品種の県告示

山形県農作物品種の奨励品種等の定義（選定基準）

１　主要農作物（水稲、麦、大豆等）

【奨励品種】
生産・流通対策上、主力品種として奨励する品種

【優良品種】
①特定地域を対象とした品種
②作業体系上必要とする組み合わせ品種
③生産・流通対策上、奨励品種を補完する品種

【認定品種】
奨励品種及び優良品種を補完する品種
将来的に奨励、優良品種として期待できる品種

２　園芸作物（果樹、野菜、花き）

【奨励品種】
農林水産技術会議に諮問して認定を受けようとする奨励品種
本県の試験研究機関の試験研究成績、もしくはそれに準ずる成績に基づき積極的に普及奨励する品種（果樹、又は野菜の主要品目に限る）

【優良品種】
農林水産技術会議に諮問し認定を受けようとする優良品種（果樹、又は野菜の主要品目に限る）
次の要件のいずれかを満たすもの
①本県の試験研究機関における試験研究の結果、成績が優良で奨励品種に準ずると認められる品種
②他の試験研究機関等における成績が優良で相当普及性が高いと認められる品種

【有望品種】
次の要件のいずれかを満たすもの（野菜及び花きに限る）
①試験研究機関等における成績が優良で、今後普及の見込まれる品種
②相当面積が作付され、優良と認められる品種
③地域を限定すれば優良と認められる品種

【特定・試作品種】
次の要件のいずれかを満たすもの（果樹に限る）
①特定の地域や用途を限定すれば優良と認められる品種、または労力分散及び出荷時期の面から補完的に組合せる品種
②試験研究機関等における成績が優良で、今後の普及が見込まれるが、さらに適応性、経済性の検討を要する品種

３　飼料作物

【奨励品種】
農林水産技術会議に諮問して認定を受けようとする奨励品種は、次の事項を基準として行う
本県が種子の生産を行い、積極的に普及奨励するもの

【優良品種】
農林水産技術会議に諮問して認定を受けようとする優良品種は、次の事項を基準として行う
①本県の試験研究機関における試験研究の結果、成績が優良で積極的に普及奨励すると認められるもの
②他の試験研究機関等における成績が優良で相当普及性が高いと認められるもの
③種子が円滑に供給されるもの

【有望品種】
有望品種の選定等は、次の事項を基準として行う
①試験研究機関が研究調査を行い、有望と認めたが、年数による資料不足等で奨励品種等に編入することが早いもの
②現地で栽培され、また相当普及されていて有望なもの
③地域特異性又は栽培利用上からみて必要なもの
④種子が円滑に供給されるもの